

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県が所有する自動車（除雪車両）の任意保険加入契約

(2) 任意保険加入台数

251台

(3) 入札案件の仕様等

別添仕様書による。

(4) 任意保険に加入する期間

①令和7年10月17日（金）0時から令和8年4月17日（金）16時まで

対象車両：2台（出雲800は45、出雲800は46）

②令和7年10月21日（火）0時から令和8年4月21日（火）16時まで

対象車両：249台（①を除く車両）

2 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年10月3日（金）午前10時00分

(2) 場所 松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎 6階会議室

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県税を滞納していない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 保険業法（平成7年法律第105号）又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、その他の法律に基づき、損害保険業の免許又は自動車共催事業の承認、認可等を受けている者であること。

免許、承認、認可等を受けていることがわかる証書等の写しを提出すること。

(6) 島根県内に営業所（支店、支社及び営業所等名称は問わないが、代理店を除く。）を有し、任意保険加入契約締結後、当該任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

(7) 保険金支払余力比率（ソルベンシーマージン比率）が400%以上の者であること。

（保険金支払余力比率とは、保険業法施行規則第86条及び第87条の規定に基づき求めた比率をいう。）

(8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに応札仕様書を提出した者であること。

4 入札参加資格の確認手続き

(1) この入札に参加を希望する者は、別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認は、前記(1)の申請書の提出をもって行うものとし、その結果は別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年9月26日（金）午後3時

提出場所：〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県庁南庁舎6階 島根県土木部道路維持課道路管理係

提出方法：持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

- (4) 提出した書類について説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

5 入札参加資格確認申請に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 免許、承認、認可等を受けていることがわかる証書等の写し
- (5) 委任状（様式第2号）

契約の締結及び代金の請求等を代理人（支店長等）へ委任する場合のみ提出すること。

- (6) 使用印鑑届（様式第3号）
- (7) 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く）

島根県の各県民センター所長が発行する、県税の全税目未納の徴収金がないことの証明書

- (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書

納税地（本社所在地）を所轄する税務署長が発行する、未納税額がないことの証明書。

- (9) 応札仕様書

別添の様式に必要な事項を記載のうえ提出すること。

- (10) 入札保証金及び契約保証金の免除を受けるための書類

後記7及び8に記載のとおり。

- (11) 入札参加資格確認通知書返信用封筒

定型封筒（長形40号程度）に110円切手を貼付し、あて先を記入したもの。

- (12) 役員等名簿（様式第4号）

- (13) その他島根県知事が必要と認める書類

※上記の(2)、(3)、(7)、(8)については、申請日前3ヶ月以内に発行された原本を提出すること。

6 入札の方法など

- (1) 入札書

入札書は、様式第5号の入札書を使用するものとし、「氏名」欄には次により記載すること。

ア 入札日に入札・契約権限がある者（支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。）が自ら入札に参加する場合は、法人の名称及び当該支店長等の氏名を記載すること。

イ 入札の日に後記6(5)により、支店長等から入札に関する一切の事務を前記ア以外の者（以下「担当者」という。）に委任のうえ、当該担当者が入札する場合は、法人の名称及び支店長等の氏名の下に、当該担当者の氏名を記載すること。

また、入札書は封筒に入れ密封し、封筒の表書きとして「入札者の法人名」及び前記1(1)の「件名」を記載し提出すること。

- (2) 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づいて定められた予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者等にくじを引かせ落札者を決定する。

- (3) 再度入札

開札の結果、入札金額のうち島根県会計規則第62条の規定に基づいて設定された予定価格の範囲内の価格の入札がないときには、直ちに再度入札を行うものとする。

なお、後記6(4)の各号のいずれかに該当する無効入札をした者は、再度入札に参加できない。

また、再度入札は2回まで行うものとし、再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地

方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するとき、その他次の事項に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

ア 入札書の金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(5) 委任状

支店長等から入札に関する一切の事務を担当者に委任する場合は、別添の委任状（様式第6号）を提出すること。

(6) 郵便による入札

認めない。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(8) 入札辞退

入札開始までに入札会場に出席しない場合は、辞退したものとみなす。いったん提出した入札書の引換、変更又は取消はできない。辞退する場合は、各回の入札前に申し出るか、入札書に「辞退」と記載して提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金は、誠実な入札者を得ること及び落札者の契約締結の確保を目的として納付させるものであり、入札に参加しようとする者は、島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付しなければならない。

納付場所：島根県松江市殿町1番地 島根県本庁舎1階 出納局審査指導課

納付時期：令和7年10月2日（木）午前10時から午後3時まで

納付方法：次のいずれかの方法で納付すること。

ア 現金により納付する。

イ 入札保証金に代わる担保として有価証券を提出する。

返 還：入札保証金は入札終了後、出納局審査指導課において返還する。

ただし、落札者については、契約締結後に返還するものとし、契約を締結しない場合には当該入札保証金は島根県に帰属する。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

- (2) 島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除する。

免除方法：次のいずれかの方法で免除を受けることができる。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証書を提出する。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件に係る書類（契約書の写し）を提出する。

ウ 島根県会計規則第61条の2第7号に該当することが判断できる書類を提出する。

8 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約上の義務を完全に履行することを担保する目的をもって納付させるものであり、契約をしようとする者は、島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の

契約保証金を納付しなければならない。

納付場所：島根県松江市殿町1番地 島根県本庁舎1階 出納局審査指導課

納付時期：落札の日から7日以内

納付方法：次のいずれかの方法で納付すること。

ア 現金により納付する。

イ 契約保証金に代わる担保として有価証券を提出する。

返 還：契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき返還する。

- (2) 島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

免除方法：次のいずれかの方法で免除を受けることができる。

ア 保険会社と契約保証保険契約を締結し、保険証書を提出する。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件に係る書類（契約書の写し）を提出する。

ウ 島根県会計規則第69条の2第7号に該当することが判断できる書類を提出する。

9 契約

- (1) 契約書作成の要否

要する。

- (2) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 契約の解除等

落札者の決定後において、当該任意保険に関し、保険業法又は農業協同組合法、その他の法律に基づき損害保険業の免許又は認可もしくは届出、自動車共済事業の承認又は許認可等を受けていなかったことなど関係法令に抵触することが判明したとき、又は応札仕様書等島根県知事に提出する書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約の締結を行わない。

また、契約締結後において上記事項が判明したときは、契約の解除を行う。

- (4) 支払

保険開始日の翌月末日までに一括払いとする。

10 質疑

- (1) 質疑事項がある場合は、添付の入札質疑書（様式第7号）により提出するものとする。

- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年9月19日（金）午後3時まで

提出場所：島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県土木部道路維持課道路管理係

- (3) 提出のあった質疑については、提出期限締め切り後、速やかにホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_doroi/josetsusyaryounoninnihokennkanyuukeiyakunikakarunyusatu.html で公開する。

11 添付書類

- (1) 島根県が所有する自動車（除雪車両）の任意保険加入契約仕様書
- (2) 島根県が所有する自動車（除雪車両）の任意保険加入契約の一般競争入札に係る応札仕様書
- (3) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (4) 委任状（様式第2号）（契約権限等の委任）
- (5) 使用印鑑届（様式第3号）
- (6) 役員等名簿（様式第4号）
- (7) 入札書（様式第5号）

- (8) 委任状（様式第 6 号）（入札に関する権限の委任）
- (9) 入札質疑書（様式第 7 号）

12 その他

- (1) 島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）の定めるところにより執行する。
- (2) この入札に関する問い合わせ先
島根県松江市殿町 8 番地 島根県庁南庁舎 6 階
島根県土木部道路維持課 担当 鈴木